

特区民泊の全国展開および条例設定方式の変更  
(規制改革ホットライン要望)

2016年11月

1、特区民泊の全国展開をお願いしたい。

現状で、国会戦略特区内で条例を定めた自治体では、特区民泊の運営が認められている。

特区民泊は、従来は下限が6泊7日以上とされてきたが、今般2泊3日以上に改正され、実際に活用しやすいルールに改められた。

一方、民泊に関して、全国で新たなルールを設定する準備が進められ、こちらでは上限日数(年間180日以内)を設定する方向と聞く。

こうした新たなルールを検討するよりも、むしろ、特区民泊のルールの全国展開を検討いただきたい。

2、民泊ルールの条例設定方式の変更をお願いしたい。

現状では、特区民泊については、条例を定めた自治体でのみ認められ、保健所を設置する市・区の場合、市・区単位で条例を定めることになっている。

この結果、かなり狭いエリアごとに民泊の可否やルールが異なる状態となっている。

これは、とりわけ外国人などの利用者にとっては理解困難であり、結果として、違法な民泊の利用にもつながっている。

上記1の全国展開に際して、あるいは、全国展開がすぐにできない場合にはこれに先立って、この条例設定方式を改め、

- 1) 条例設定は不要とする(自治体単位での特別なルールを定めようとする場合にのみ、条例を定めることにする)、
- 2) あるいは、少なくとも、条例設定を都道府県単位とする、ことにしていただきたい。

○具体的な法令根拠

旅館業法、国家戦略特区法